

届出証明書

届出番号：24-0753

法人名：高齢者入居仲介サービス ReLife

呼称：高齢者入居仲介サービス ReLife

代表者名：代表者 田中 康晶

以下の行動指針と遵守項目への同意を前提に、必要事項について届け出があったことを証明します。

<行動指針>

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指します。

<遵守項目>

- 私たちは、入居検討者に、原則各々の紹介事業者が個別に提携している、高齢者向け住まいを紹介していること（すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと）を説明します。
- 私たちは、高齢者向け住まいと協議し、斡旋契約締結の際には紹介手数料に関して次のルールを明確にします。
 - 手数料の金額の定め(金額の定めにあたっては、家賃・管理費等の自費部分に応じた平均的な紹介手数料から大幅に上振れした金額設定を行わない。特に、社会保障費に応じた金額設定《具体的には要介護や要支援、またはがん末期や別表7※などの社会保障給付費をあてにしたとみなされる金額設定》は厳に慎むものとする。) ※厚生労働大臣が定める特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等
 - 手数料を受取る権利発生タイミングの定め
 - 紹介案件の有効期間の定め
 - 短期契約終了時の返金手数料の定め
 - 複数の紹介事業者からの紹介重複時の取扱いの定め
- 私たちは、プライバシーポリシー（個人情報保護の基本方針）を公表し、お客様、取引先様、その他関係者様の個人情報を適正に取扱います。
- 私たちは、お客様から寄せられた声を真摯に受け止め、誠実・迅速・適切な対応を行います。また、お客さまからの不満足の原因（苦情）が発生した場合に、その解決に努めます。
- 私たちは、届出した紹介事業者に配付されるコンプライアンスマニュアルを参照し、法令遵守に加え、企業倫理や社会的良識、社会規範、モラルを遵守します。
 - 以下法令違反となる可能性の例示
 - 刑法
 - 同業他社等の誹謗や中傷を行うことで自社の契約を有利にすすめる、等
 - 消費者契約法
 - 消費者に、故意又は重過失により不利益事項を告げない、重要事項において事実と異なることを告げる
 - 必要以上に不安をあおり契約を迫る、威迫する言葉を交えた勧誘、等
 - 景品表示法
 - 一般消費者による合理的な選択を阻害する表現（業界No1、全国No1、すべてのホームを紹介、あるいは、高い利益を得ることができると誤認させる表示、等）
 - 一般消費者にサービス等が実際よりも有利、優良であるといった誤解を招く恐れがある表現の使用、等
 - 個人情報保護法
個人情報の取得、取扱いについて法令により本人の同意が必要であるのに同意を得ずに個人情報を使用する、等
 - 倫理に反する行為の例示
福祉サービスの公平性・中立性や透明性を損ね、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような紹介手数料の設定（たとえば、成約後のお祝い金やキャッシュバック等の名目による顧客誘導、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じた手数料設定、ソーシャルワーカー等に対するリベート（紹介料等）の支払い等）。
- 私たちは、反社会的勢力でないことおよび反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明します。
- 届出遵守項目の違反を高住連が把握した場合、運営の見直しについて依頼を受けること、そして、運営の見直しに応じられない場合には、届出事業者のリストから削除されることに同意します。

届出公表期間：2025年3月24日～2025年9月30日

